豊川市物品納入等指名業者選定要綱

(趣旨)

第1条 豊川市が施行する物件(建設用資材を除く。以下同じ。)の製造、買入れその他の納入業者(以下「業者」という。)の指名選定については、この要綱の定めるところによる。

(選定基準)

- 第2条 業者を指名しようとするときは、物品納入等入札参加資格者名簿に登録された 業者のうちから、過去の納入実績、手持ちの契約件数、契約の履行状況等を十分考慮 して適性に行わなければならない。この場合において、市内に事業所を有する業者を 優先に、選定するものとする。
- 2 予定価格が1000万円以上の物件の製造、買入れその他については、豊川市入札 等審査委員会の審査を経なければならない。

ただし、災害復旧等緊急を要する場合は、その都度協議して定める。

(指名業者数)

第3条 指名業者数は、施行する物件の製造、買入れその他の予定価格に応じ、原則として、次のとおりとする。

30万円未満 3社

100万円未満 4社

500万円未満 5社

500万円以上 6社

ただし、施行する物件の製造、買入れその他の種類により上記によりがたい場合は この限りではない。

(選定の内申)

第4条 第2条に規定する業者の指名選定は、担当課長等の内申に基づき行うものとする。

(随意契約の業者選定)

第5条 随意契約による場合は、その理由及び業者の選定理由を明らかにし、適切な業者を選定しなければならない。

附則

この要綱は、昭和53年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 9年5月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。